

**契約概要** ~ご契約の概要について~

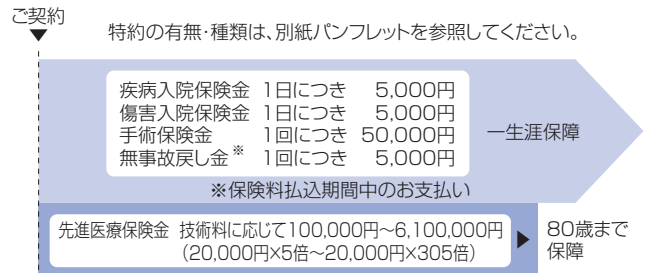
この「契約概要—ご契約の概要について—」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは後日送付する「普通保険約款／特約条項」の内容を十分にご確認いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

カスタマーサービスセンター **ご契約者様専用受付 0120-937-875** (受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日も受付))  
「アクサダイレクトの入院手術保険」 **ご契約をご検討の方 0120-937-944**

**1 商品の仕組みについて**

- この保険商品の正式名称:入院手術保険  
(「アクサダイレクトの入院手術保険」は、入院手術保険普通保険約款に先進医療特約を付帯した商品です。)
- 特長:病気やケガによる治療を目的とする入院または手術の際の保障が確保できる商品です。

**■仕組み図【入院保険金日額 5,000円の場合】**



**2 保障内容について**

保険金などをお支払いする場合および保険料の払込を免除する場合は次のとおりです。詳しくはP.5の「ご契約のしおり [3] 入院手術保険の保障内容」「普通保険約款／特約条項」などでご確認ください。

**1. 保険金など**

**【疾病入院保険金】**

- ・責任開始日(保険始期日または復活日をいいます。以下同様とします。)以後に発病した疾病を直接の原因として、治療を目的とする入院をした場合、その入院日数に対し、1日につき保険証券記載の疾病入院保険金日額をお支払いいたします。
- ・お支払いする保険金は、1回の入院につき60日まで、保険期間を通じて1,095日までを限度とします。

**【傷害入院保険金】**

- ・責任開始日以後に被った傷害を直接の原因として、治療を目的とする入院をした場合、その入院日数に対し、1日につき保険証券記載の傷害入院保険金日額をお支払いいたします。
- ・お支払いする保険金は、1回の入院につき60日まで、保険期間を通じて1,095日までを限度とします。

**【手術保険金】**

- ・責任開始日以後に発病した疾病または被った傷害を直接の原因として、治療を目的とする手術を行った場合、手術1回につき保険証券記載の手術保険金額をお支払いいたします(公的医療保険が適用される医科手術に限りまます。)
- ・手術は一部を除き回数無制限で保障いたします。(一部の手術は60日に1回が限度となります。)

**【無事故戻し金】**

- ・1年ごとの無事故判定期間中に入院保険金または手術保険金のお支払い事由に該当されなかった場合にお支払いいたします。

**【先進医療保険金】(先進医療特約)**

- ・責任開始日以後に発病した疾病または被った傷害を直接の原因として、先進医療(注1)による治療を受けた場合は、先進医療に係わる技術料に応じて、保険証券記載の特約基本金額(20,000円)の5～305倍をお支払いいたします。
- ・お支払いする保険金は、保険期間を通じて通算して700倍をもって限度とします。

**2. 保険料払込の免除**

責任開始日以後に発病した疾病または被った傷害により、所定の障害状態(注2)に該当された場合、以後の保険料の払込みを免除いたします。

(注1) 先進医療とは、健康保険法第63条第2項第3号に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養のうち先進的な医療技術をいいます。

(注2) 対象となる所定の障害状態については、詳しくはP.6の「ご契約のしおり [3] 入院手術保険の保障内容 ■保険料払込の免除について」「普通保険約款／特約条項」などでご確認ください。

**3 保険金などをお支払いできない主な場合および保険料払込の免除をしない主な場合**

**■入院手術保険および各特約に共通の保険金などをお支払いできない主な場合および保険料払込の免除をしない主な場合**

保険金をお支払いできない主な場合および保険料払込の免除をしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、「普通保険約款／特約条項」をご確認ください。

- ・責任開始日前に発病した疾病や発生した事故による傷害を原因とする場合(注)  
(注)ただし責任開始日前に発病した疾病または発生した事故による傷害であっても、責任開始日から2年を経過した後に入院を開始した場合または手術を受けた場合は、その入院または手術については保険金をお支払いします。
- ※がん保険料免除特約のがんに対する保障は、責任開始日からその日を含めて91日目から開始します。
- ・次のいずれかによって発病した疾病または発生した事故による傷害
  - (1) 契約者または被保険者の故意
  - (2) 保険金を受け取るべき者の故意
  - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - (4) 被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
  - (5) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とするもの
  - (6) 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。
  - (7) 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用によるもの
  - (8) 被保険者に対する刑の執行
  - (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - (11) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - (12) (9)～(11)の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (13) (11)以外の放射線照射(傷害または疾病の治療の場合を除きます。)または放射能汚染
  - (14) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないものを原因とする場合 など

#### 4 付帯できる特約とその概要

ご契約時に任意で「がん保険料免除特約」を付帯することができます。詳しくはP.5の「ご契約のしおり[3]入院手術保険の保障内容」「普通保険約款／特約条項」などでご確認ください。

##### 【がん保険料免除特約】

責任開始日からその日を含めて91日以後に悪性新生物(がん)(注)と医師によって診断確定された場合、以後に到来する払込期日の保険料の払込みを免除いたします。(注) 上皮内がん、および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。

#### 5 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間(保障の対象となる期間)は終身(被保険者が死亡されるまで)となります。ただし、「先進医療特約」は80歳(被保険者の80歳の誕生日以降、最初に到来する年単位の始期応当日の前日)までの保障となります。

#### 6 引受条件(保険金額等)について

「アクサダイレクトの入院手術保険」は入院時の1日あたりのお支払額である「入院保険金日額」を、「5,000円」「7,000円」「10,000円」の3つからお選びいただけます。お引受け可能な被保険者の年齢は、保険料払込期間により、右の通りとなります。

保険料払込期間(注)	ご契約可能年齢
100歳払込	満20歳～満65歳
100歳払込 (55歳以降保険料半額)	満20歳～満50歳
55歳払込	

(注) 先進医療特約の保険料払込期間は、100歳払込の場合は80歳払込、55歳払込の場合は55歳払込となります。

#### 7 保険料について

保険料はご契約日現在の満年齢(契約年齢)をもとに、「入院保険金日額」・「保険料払込期間」・「がん保険料免除特約の付帯の有無」により決まります。詳しくは申込書類またはホームページの「保険料表(保険料試算画面)」等にてご確認ください。

#### 8 保険料の払込・支払方法および払込期間について

##### ◆保険料の払込・支払方法について

保険料は毎月お払込みいただく「月払」にて、口座振替またはクレジットカードによりお払込みいただけます。なお、インターネットからお申込みいただく場合は、クレジットカード払いのみとなります。

##### ◆保険料払込期間について

「100歳払込」・「100歳払込(55歳以降保険料半額)」・「55歳払込」の3通りからお選びいただけます。

#### 9 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について

##### ◆満期返れい金・契約者配当金について

この商品に満期返れい金・契約者配当金はありません。

##### ◆解約返れい金について

入院手術保険(各特約を含みます。)の保険料払込期間中の解約返れい金はありません。ただし、入院手術保険の保険料払込期間経過後(保険料払込期間満了の日までの保険料が全額払い込まれていることを要します。)に解約された場合、入院保険金日額(注)の10倍を解約返れい金としてお支払いします。(注) 保険期間の途中で、入院保険金日額を減額された場合は、減額後の入院保険金日額が適用されます。

#### 10 相談、苦情、連絡等の窓口について

##### ①当社へのご相談・苦情等

お客様相談室:0120-449-669(受付時間 月～金9:00～17:00)

##### ②契約概要に関する当社へのお問合せ

ご契約者様専用受付:0120-937-875(受付時間:9:00～18:00 土・日・祝日も営業)

当社でご契約を検討中のお客様専用受付:0120-937-944(受付時間:9:00～18:00 土・日・祝日も営業)

##### ③保険会社との間で問題を解決できない場合には、外国損害保険協会事務局にご連絡いただくこともできます。

外国損害保険協会:03-5425-7854 受付時間 平日/9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

### 注意喚起情報 ～ご契約の際にご注意いただきたい事項～

この「注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事項～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管ください。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは後日送付する「普通保険約款／特約条項」の内容を十分にご確認いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

カスタマーサービスセンター

ご契約者様専用受付 **0120-937-875**

(受付時間:9:00～18:00(土・日・祝日も受付))

「アクサダイレクトの入院手術保険」

ご契約をご検討の方 **0120-937-944**

#### 1 クーリング・オフ制度について

ご契約のお申込み後であっても、保険証券を初めてお受け取りになった日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により保険契約の撤回または解除(クーリング・オフ)をすることができます。

ご契約の撤回が適用された場合、お払込みいただきました保険料を返還します。ただし、ご契約を解除される場合は、ご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合がございます。

お送りいただいた書面の消印日をお申し出日とさせていただきますので、クーリング・オフをご希望される場合には、記入例をご参考に、次の必要事項をご記入のうえ、必ず郵便(封書またはハガキ)にてご通知ください。電話・FAX・Eメールなどのお申出はできませんのでご注意ください。

すでに保険金をお支払いする保険事故が発生しているのを知らずにクーリング・オフのお申出をされた場合は、お申出はなかったものとみなします。

##### <記入例>

下記の保険契約をクーリング・オフします。←

〒 あくさ たくろう  
 亜草 太郎 (印)  
 TEL 03-\_\_\_\_\_  
 証券番号 9999999999999999  
 保険料振込口座  
 ○○○○銀行 ○○○○支店 普通 99999999  
 口座名義 亜草 太郎 様

①ご契約をクーリング・オフする旨の内容

②ご契約者様の郵便番号・ご住所

③ご契約者様のお名前、フリガナ(フルネームでご記入ください。)

④押印(必ず押印ください。押印のない場合はクーリング・オフのお申出をお受けできません。)

⑤電話番号(ご自宅または日中のご連絡先)

⑥証券番号(保険証券をご覧ください。)

⑦保険料返還口座(必ずご契約者様ご本人名義の銀行・信用金庫/組合の口座をご指定ください。)

##### <送付先>

〒134-8790 住所 東京都江戸川区西葛西8-4-6 アクサ損害保険株式会社 東京センター 医療保険契約管理行

## 2 契約締結時における主な注意事項

### ■ご契約のお引受けについて

・保険制度は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが他の方と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保てなくなります。このため、ご契約のお申込みにあたっては、ご契約者および被保険者になられる方には、「過去の病歴」、「現在のご健康状態」、「ご職業」、「他の会社の同種の保険契約」などの重要な事柄について、ありのまま正しく告知していただく義務があります。（他のご契約者の方との公平性を保つために、告知いただいた内容によっては、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。契約締結後においても、他の保険契約との重複により保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときは、ご契約を解除することがあります。）

### ■告知義務について

・告知していただいた内容が事実と違った場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、当社は、責任開始日（保険始期日または復活日をいいます。以下同様とします。）より2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、責任開始日から2年経過後であっても、保険金のお支払い事由および保険料払込の免除事由が2年以内に生じていた場合には、当社はご契約を解除することがあります。

・当社でご契約を解除した場合には、たとえ保険金のお支払い事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料払込みを免除することはできません。ただし、「保険金のお支払い事由または保険料払込の免除事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いし、または保険料の払込みを免除することがあります。

・上記にかかわらず、特に重大な告知義務違反の場合（注）には当社はご契約を無効とすることがあります。

（注）例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または入院などの可能性が極めて高い疾患の既往症・現症について故意に告知されなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、保険始期日からの年数を問いません。またすでにお払込みいただいた保険料は返還いたしません。

・お申込みの際は、必ずご契約者および被保険者ご本人が申込書・告知書・意向確認書をご自身でご記入（インターネットによるお申込みの場合は契約申込画面にご入力）ください。

・お電話による口頭でのお申出、FAX、Eメールなどのお申出はできません（告知いただいたことになりません）のでご注意ください。

・当社の損害保険募集人および取扱代理店は、告知受領権を有しておりません。したがって損害保険募集人および取扱代理店に口頭でお話しされただけでは告知いただいたことになりません。

### ■お申込み内容のご検討にあたっての注意点

ご契約のお申込後、保険金額の増額、及び「保険料払込期間」の変更（延長・短縮）はできません。また、お申込後に「がん保険料免除特約」を途中で付帯することはできません。よくご検討いただいた上でお申込みいただくようお願いいたします。

### ■保険金請求時などの確認について

ご契約のお申込後または保険金のご請求および保険料払込の免除のご請求の際、当社または当社が委託する者が、告知いただいた内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがございますので、ご了承ください。

## 3 保障を開始する時期（責任の始期）について

保険責任は、保険証券に記載された保険期間の始期（保険始期日）の午前0時に始まります。ただし、所定の払込猶予期間内に第2回目以降の保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合で、ご契約者から復活の請求があり、所定の手続きのうえ、所定の期日までの未払込保険料を一括して当社にお払込みいただき、当社が復活を承諾したときは、その復活日が責任の開始日となります。また、「がん保険料免除特約」については、責任開始日から91日以降に保険料払込免除事由が生じた場合から、保険料の払込みを免除します。責任開始日から90日以内に保険料払込の免除事由が生じた場合は、この特約は責任開始日に遡り無効とし、それまでに払込まれたこの特約の保険料の全額をご契約者にご返還します。

## 4 契約締結後における留意事項

### ①保険証券などについて

・ご契約が成立しますと、当社は保険証券およびお申込みの際ご記入（またはご入力）いただいた告知書の写しをご契約者へ送付します。

・記載された内容が、お申込みの際のものとは違ってないか、また、告知された内容に誤りがないかどうか、もう一度よくご確認ください。

・万が一内容が異なっていたり、第1回保険料をお支払い後、3週間経過しても保険証券が届かない場合は当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

・保険証券は、保険金請求などの手続きの際に必要となりますので大切に保管ください。

### ②各種変更手続きなどについて

次の場合には、当社カスタマーサービスセンターまで必ずご連絡ください。

・転居・町名変更などにより住所（通信先）を変更された場合

（当社ホームページからの手続きも可能です。）

・改姓された場合

・保険証券を紛失された場合

・保険料の払込方法を変更されたい場合

（例 クレジットカード払いから口座振替払いへの変更）

・入院保険金日額の減額（注）や付帯されている特約の解約をご希望される場合

・その他ご不明な点やご質問がある場合

（注）入院保険金日額を減額されますと同時に、手術保険金額、無事故戻し金額も減額になります。

なお、以下のご契約内容の変更は取り扱っておりませんのでご了承ください。

・ご契約者の変更

・保険料払込期間の変更

・入院保険金日額の増額および特約の中途付帯

### ③保険金などのお支払い事由に該当された場合

・保険金のお支払い事由または保険料払込の免除事由に該当された場合は、速やかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

・被保険者が保険金など（保険金または保険料払込の免除）を請求できない特別な事情があるときは、次に掲げるいずれかの者が当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金の請求をすることができます。

① 被保険者と同居し、または生計を共にする戸籍上の配偶者

② ①に該当する方がいない場合には、被保険者と同居し、または生計を共にする3親等以内の親族

③ ①および②に該当する方がいない場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等以内の親族

・保険金などご請求に必要な書類については、普通保険約款別表1および別表2をご確認ください。

「アクサダイレクトの入院手術保険」  
ご契約者様専用受付  
0120-937-875  
(受付時間 9:00~18:00土・日・祝日も営業)

## 5 保険金などをお支払いできない主な場合および保険料払込の免除をしない主な場合について

保険金などをお支払いできない主な場合および保険料払込の免除をしない主な場合については、P.1の「契約概要[3] 保険金などをお支払いできない主な場合および保険料払込の免除をしない主な場合」をご確認ください。

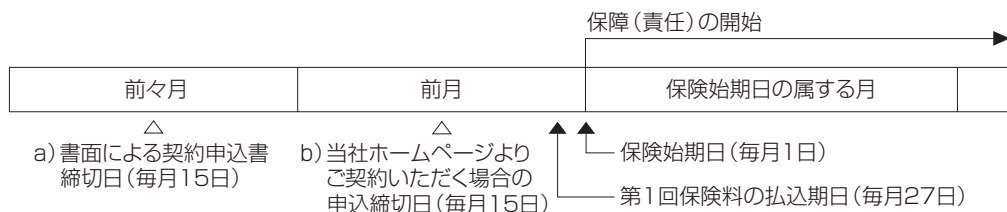
## 6 保険料の払込みについて

### ■保険料払込方法について

保険料はすべてのご契約について月払でお払込みいただき、払込みの方法は、当社と提携している金融機関による口座振替払いまたは当社と提携しているクレジットカード会社を通じたクレジットカード払いになります。

### ■保障の開始日と第1回保険料の払込みについて

- ・契約申込書など契約関連書類をご提出いただきました後(注1)、ご契約の引受けに関する通知および第1回保険料の払込みのご案内を通知します。
- ・保障の開始日(保険始期日)は第1回保険料払込期日(27日(注2))の翌月1日になります。
- ・第1回保険料の払込みがない場合には、当会社はこの保険契約を解除することができます。



(注1) 当社ホームページ(インターネット)よりお申込みいただく場合は、書類のご提出に代えて、契約申込画面への所要事項の入力になります。

(注2) この日が金融機関などの休業日である場合は、翌営業日になります。

### ■第2回以降保険料の払込みについて

#### ・お払込み方法

第2回以降保険料については、保険始期日の属する月の保険証券に記載された払込期日(原則として毎月27日)に、ご指定の口座からの振替またはご指定のクレジットカードによりお払込みいただきます。

#### ・保険料が払込まれなかった場合

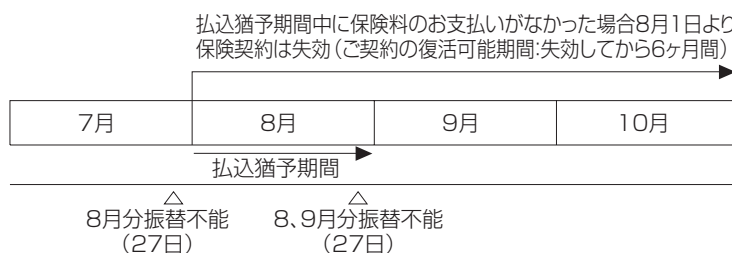
残高不足、口座解約などにより、第2回以降保険料が払込まれなかった場合には、保険証券に記載の払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。払込猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約は当該払込期日の翌月初日から効力を失います(ご契約の失効)。この場合、当該払込期日の翌月初日以後に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いいたしません。また、保険料払込の免除事由に対しても、保険料払込の免除をいたしません。

#### ■ご契約の復活

・ご契約者は、保険契約の効力を失った日からその日を含めて6ヶ月以内ならば、当社の定める手続きをとっていただいたうえ、ご契約の復活を請求することができます(ただし、すでに解約の請求があった場合を除きます。)。この場合、あらかじめ告知をいただくとともに、失効期間中に払込みいただけなかった保険料を所定の期日までにお支払いいただけます。

・当社が復活を承諾したときは、失効期間中に払込みいただけなかった保険料を受け取った時からご契約の責任を負います。この場合、ご契約の責任を開始する日を「復活日」といいます。

(注) ご契約の復活手続きの際にも、健康状態などの告知義務が適用されます。したがって、告知内容などによってはご契約を復活できない場合や、告知義務違反があった場合にはご契約が解除されることがありますのでご了承ください。また、ご契約が復活した場合であっても、復活日前に病気、ケガなどのお支払い事由または保険料払込の免除事由に該当されている場合は、保険金のお支払いまたは保険料払込の免除をいたしません。



## 7 解約と解約返れい金について

### ■保険料払込期間中、入院手術保険および付帯されている特約を解約された場合、解約返れい金はありません。

#### ●入院手術保険

- ・保険料払込期間中 : 解約返れい金はありません。
  - ・保険料払込期間満了後 : 入院保険金日額(注)の10倍を解約返れい金としてお支払いします。(保険料払込期間満了の日までの保険料が全額払込まれていることを要します。)
- (注) 保険期間の途中で、入院保険金日額を減額された場合は、減額後の入院保険金日額が適用されます。

#### ●先進医療特約

- ・保険料払込期間、保険期間を通じて解約返れい金はありません。

#### ●がん保険料免除特約

- ・保険料払込期間、保険期間を通じて解約返れい金はありません。

### ■入院手術保険を解約されると、付帯された各特約も同時に解約となります。

## 8 損害保険募集人について

本商品の保険募集におきましては、当社の損害保険募集人(取扱代理店)は保険契約締結の代理権を有しておりません。従いまして、お引受けの可否につきましては当社で判断させていただきますのでご注意ください。

## 9 法令等の改正に伴うご契約内容の変更について

健康保険法などの法令等の改正によりこの保険契約の条項を変更する必要があるときは、主務官庁の認可を得て、この契約の契約内容(特約を含みます。)を変更することがあります。

## 10 損害保険契約者保護機構について

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金や解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・損害保険契約者保護機構は、損害保険会社が経営破綻した場合に破綻損害保険会社のお客さま(ご契約者)を保護する目的で、保険業法に基づき設立された法人です。
- ・当社もこの保護機構に加入しており、当社が経営破綻した場合は、ご案内の「入院手術保険契約」において、当社とご契約による保険金、無事故戻し金、解約返れい金等の90%がこの保護機構により補償されています。ただし、経営が破綻した時点で保険料などの算出の基礎となる予定利率が金融庁・財務省の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合には、上記にかかわらず、損害保険契約者保護機構による保険金なども補償割合は90%を下回ることがあります。

## 11 相談、苦情、連絡等の窓口について

- ① 当社へのご相談・苦情等  
お客様相談室:0120-449-669(受付時間 9:00~17:00 月~金)
- ② 注意喚起情報に関する当社へのお問合せ  
・ご契約者様専用受付:0120-937-875(受付時間:9:00~18:00 土・日・祝日も受付)  
・当社でご契約を検討中のお客様専用受付:0120-937-944(受付時間9:00~18:00 土・日・祝日も受付)
- ③ 保険会社との間で問題を解決できない場合には、外国損害保険協会事務局にご連絡いただくこともできます。  
外国損害保険協会:03-5425-7854 受付時間 平日/9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

# ご契約のしおり

## 1 契約申込書・告知書・意向確認書のご記入などについて

### ■当社カスタマーサービスセンターを通じた「書面によるお申込み」の場合

・契約申込書・告知書・意向確認書は、すべてご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。これらの書類は以下に記載の通り、すべて大切な事項ですので、「契約概要、注意喚起情報」をよくご確認いただいたうえ、送付前にご記入いただきました内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

### ■当社ホームページを通じた「インターネットによるお申し込み」の場合

・契約申込画面にしたがって、ご契約の申込内容・告知内容・意向確認内容を、すべてご契約者および被保険者ご自身でご入力ください。これらの内容は以下に記載の通り、すべて大切な事項ですので、「契約概要、注意喚起情報」をご確認いただいたうえ、送付前にご入力いただきました内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

・契約申込書(申込内容画面):お申込みいただく内容、保険会社との契約関係の取り決め  
 ・告知書(告知内容画面):健康状態などの告知 ・意向確認書(意向確認画面):お申込み意向に関する確認

### ■現住所(通信先)について

・契約申込書または契約申込画面へご記入・ご入力の現住所(通信先)は、保険証券をお送りする際の宛先となりますので、詳しく(所番地、マンション名、アパート名、棟番号、号室まで)ご記入・ご入力ください。

## 2 保険料の初年度キャッシュバックについて

次のキャッシュバック適用契約を対象に、一定の条件を満たされた場合には、初年度に限り、保険始期日より13ヶ月目にそれぞれ月払保険料の1ヵ月分(上限3,000円)をキャッシュバックいたします。一定の条件については以下の〔お支払い条件〕をご確認ください。

### ◆初年度インターネットキャッシュバック

当社の所定のインターネット上のホームページを通じてお申込みされご契約が成立した場合、キャッシュバックいたします。

### ◆初年度自動車保険契約者キャッシュバック

「アクサダイレクトの入院手術保険」にお申込みされた時点(申込日)で、同一のご契約者により「アクサダイレクト総合自動車保険」にご加入中またはご契約が成立されている場合、キャッシュバックいたします。

### 〔お支払い条件〕

- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で有効契約であること。(失効・無効となった場合、解約・解除された場合は対象となりません。)
- ・入院手術保険の契約初年度(12ヵ月分)の月払保険料がすべて払い込まれていること。
- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で入院保険金日額の減額および契約時に付帯されている特約の解約がなされていないこと。
- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で保険料払込の免除となっていないこと。

## 3 入院手術保険の保障内容

### ■保険金などをお支払いする場合

※詳細については「普通保険約款／特約条項」でご確認ください。

保険金などの種類	約款/特約条項名	保険金などのお支払いする場合	保険金額など	お支払いなどの限度
疾病入院保険金	入院手術保険 普通保険約款 (すべてのご契約が対象)	責任開始日以後、被保険者が疾病を被ったことを直接の原因として、治療を目的として入院(注1)した場合に疾病入院保険金をお支払いします。	保険証券記載の疾病入院保険金日額	1回の入院60日まで 通算の入院日数1,095日まで
傷害入院保険金		責任開始日以後、被保険者が傷害を被ったことを直接の原因として、治療を目的として入院(注1)した場合に傷害入院保険金をお支払いします。	保険証券記載の傷害入院保険金日額	1回の入院60日まで 通算の入院日数1,095日まで
手術保険金		責任開始日以後、被保険者が治療を目的として公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および所定の放射線治療による手術(注2)を行った場合に手術保険金をお支払いします。	保険証券記載の手術保険金額 (入院保険金日額の10倍)	一部の手術を除き、お支払いの限度はございません。 具体的な内容につきましては、P.6をご確認ください。
無事故戻し金		無事故判定期間中、入院保険金、手術保険金のいずれのお支払い事由にも該当がなかった場合に、1年ごとの無事故判定期間満了後に無事故戻し金をお支払いします。	保険証券記載の無事故戻し金額 (入院保険金日額と同額)	保険料払込期間満了まで (保険料払込中に限りお支払いします。)
先進医療保険金	先進医療特約 (すべてのご契約に自動的に付帯されます。)	責任開始日以後、発病した疾病または被った傷害を直接の原因として厚生労働大臣が指定する先進医療による療養を受けた場合に、技術料に応じてお支払いします。	所定の技術料に応じて 保険証券記載の特約基本金額(20,000円)の5倍から305倍	通算の支払倍率700倍まで

### ■保険料払込を免除する場合

※詳細については「普通保険約款／特約条項」でご確認ください。

	約款/特約条項名	保険料払込を免除する場合
保険料払込の免除	入院手術保険 普通保険約款 (すべてのご契約が対象)	責任開始日以後に発病した疾病または発生した事故による傷害を直接の原因として、被保険者が所定の障害状態(注3)になられたとき、保険料の払込免除事由が生じた日の属する月以降に到来する払込期日より保険料を免除します。
	がん保険料免除特約 (任意で付帯できます。)	責任開始日からその日を含めて91日以後に悪性新生物(がん)(注4)と医師によって診断確定された場合、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する払込期日より保険料を免除します。

(注1)入院とは医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所(※)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩(正常分娩以外の入院は、疾病を原因とする入院とみなしてお支払いいたしません。)、疾病を直接の原因としない不妊手術および治療処置をとらなわれない人間ドック検査などによる入院は除きます。

※次のいずれかに該当したものをいいます。

a.医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)

b.上記aの場合と同等と認められる日本国外にある医療施設

(注2)手術とは、治療を目的として公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術をいいます。また、医科診療報酬点数表により手術料が算定されない新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射)および悪性新生物温熱療法も手術とみなします。

(注3)所定の障害状態についてはP.6の「ご契約のしおり」[3]入院手術保険の保障内容■保険料払込の免除について」でご確認ください。

(注4)上皮内がん、および悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。

### ■入院について

#### (疾病入院保険金のお支払い事由に該当する入院について)

①同一の疾病(これと因果関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、2回以上入院した場合は、1回の入院とみなし、同一原因の各入院日数を合算し、疾病入院保険金のお支払い限度日数(60日)に含めて取り扱います。ただし、疾病入院保険金をお支払いした最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、1回の入院とはみなされず、別の入院として取り扱います。

②疾病入院保険金のお支払い事由に該当する入院を開始した時に、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして疾病入院保険金をお支払いします。

**(傷害入院保険金のお支払い事由に該当する入院について)**

- ①同一の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなし、同一原因の各入院日数を合算し、傷害入院保険金のお支払い限度日数(60日)に含めて取り扱います。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、疾病を原因とする入院とみなし、別の入院として取り扱います。
- ②事故を直接の原因として入院を開始した時、またはその入院中に、異なる事故が生じており、支払うべき傷害入院保険金が重複するときは、傷害入院保険金は重複してお支払いしません。この場合、異なる事故による入院については、当初の事故を直接の原因とした入院事由の完治後より、傷害入院保険金をお支払いします。ただし、重複した期間は1回の入院についてのお支払い日数の計算に算入します。

**(傷害入院保険金と疾病入院保険金のお支払い事由が重複して生じた場合)**

傷害入院保険金と疾病入院保険金のお支払い事由が重複して生じた場合には、傷害入院保険金が支払われる期間については、疾病入院保険金はお支払いいたしません。

**■手術について**

**(お支払い対象とならない治療など)**

- ・健康保険などの公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定されない手術は、お支払いの対象になりません。ただし、所定の放射線治療は対象となります。
- ・抜釘術(骨折の固定に用いた金属(プレート、ネジ、鋼線など)を取り除く手術)、美容整形上の手術、歯科治療の手術(抜歯術など)、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を目的とした手術、診断、検査目的(生検、腹腔鏡検査など)のための手術はお支払いの対象になりません。

**(お支払い回数に制限がある手術)**

- ・時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術とみなします。
- ・次の手術は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。
  - a. 新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射が必要になります。)
  - b. 悪性新生物温熱療法
  - c. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(視力矯正手術[レーシック]などはお支払いの対象外になります。)
  - d. 衝撃波による体内結石破砕術
  - e. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術

**■無事故戻し金のお支払いについて**

- ・無事故とは、無事故判定期間において、この保険契約の入院保険金および手術保険金のお支払い事由が一切生じていないことをいいます。
- ・保険金支払の有無は、実際に入院された期間、および手術については施術日を基準に判定します。入院保険金、手術保険金のお支払い請求日または当社の請求書類受理日が基準ではありません。
- ・無事故判定期間とは、無事故戻し金のお支払いの判定に用いる期間をいい、保険始期日からその後の1年ごとの年単位の保険始期応当日の前日までの期間をいいます。
- ・被保険者が無事故判定期間の満了時に無事故であった場合には、保険料払込期間中に限りご契約者に入院保険金日額と同額の金額を無事故戻し金としてお支払いします。
- ・保険料払込の免除事由に該当され、無事故判定期間の満了時において保険料の払込が免除されている場合は、当社は無事故戻し金をお支払いしません。
- ・無事故戻し金を支払った後に保険金支払の請求があり、当該無事故判定期間中の保険金支払であった場合には、無事故戻し金を差し引いて、保険金をお支払いします。

**■先進医療保険金のお支払いについて**

- ・療養とは、健康保険法などの法律に定める診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療をいいます。
- ・先進医療とは、健康保険法第63条第2項第3号に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養のうち先進的な医療技術をいいます。
- ・評価療養とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、公的医療保険制度に定める療養の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。
- ・お支払い事由に該当した場合、保険証券記載の特約基本金額(20,000円)に先進医療による療養に係る技術料に対する支払倍率を乗じた金額をお支払いします(下表参照)。また、通算のお支払いの限度は、累計の支払倍率が700倍までになります。

先進医療に係る技術料	支払倍率	先進医療に係る技術料	支払倍率
～10万円以下	5	140万円超～160万円以下	75
10万円超～20万円以下	10	160万円超～180万円以下	85
20万円超～30万円以下	15	180万円超～200万円以下	95
30万円超～40万円以下	20	200万円超～250万円以下	105
40万円超～50万円以下	25	250万円超～300万円以下	130
50万円超～60万円以下	30	300万円超～350万円以下	155
60万円超～70万円以下	35	350万円超～400万円以下	180
70万円超～80万円以下	40	400万円超～450万円以下	205
80万円超～90万円以下	45	450万円超～500万円以下	230
90万円超～100万円以下	50	500万円超～550万円以下	255
100万円超～120万円以下	55	550万円超～600万円以下	280
120万円超～140万円以下	65	600万円超～	305

健康保険法などの法令などの変更によりこの保険契約の条項を変更する必要があるときは、主務官庁の認可を得て、この契約の契約内容(特約を含みます。)を変更することがあります。この場合、当社は、事前に変更内容についてご契約者へお知らせいたします。

お支払いの対象としております手術・先進医療につきましては、当社ホームページ上の「手術・先進医療ナビガイド」にてご検索および詳細内容のご確認をいただけます。また、ご不明な点などについては当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただけますようお願い申し上げます。

www.axa-direct.co.jp カスタマーサービスセンター「アクサダイレクトの入院手術保険」  
ご契約者様専用受付 0120-937-875(受付時間 9:00-18:00 土・日・祝日も受付)

**■保険料払込の免除について**

被保険者が下記の所定の障害状態に該当した場合は、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除します。

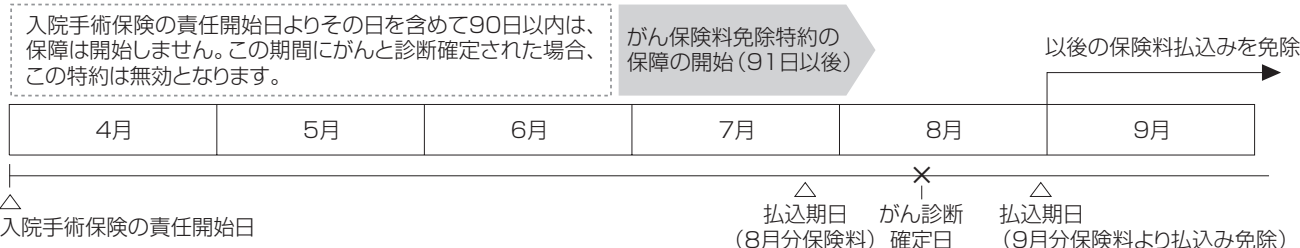
**所定の障害状態**

- ・対象となる所定の障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。
  - (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - (2) 言語および咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
  - (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身介護を要するもの
  - (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身介護を要するもの
  - (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- ・「終身介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴の、全部または一部を自分ではできず、常時または随時、他人の介護を要する状態をいいます。
- ・眼の障害（視力障害）について
  - a) 視力の判定は、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - b) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合をいいます。
  - c) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- ・言語および咀嚼の機能について
  - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは次の3つの場合をいいます。
    - a) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種類のうち、3種類以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
    - b) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
    - c) 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
  - (2) 「咀嚼の機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。
- ・上・下肢の障害について
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ三大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みがない場合をいいます。

※がん保険料免除特約を付帯されている場合

●保障（責任）の開始および保険料払込の免除について



被保険者が入院手術保険の責任開始日からその日を含めて91日以後に、悪性新生物（がん）に初めて罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する保険証券記載の払込期日に払い込むべきこの保険契約（普通保険約款および付帯される特約）の保険料の払込みを免除します。

●保険料払込の免除事由となるがんの定義

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」の分類にもとづく以下の悪性新生物をいいます。

(がん保険料免除特約 別表より)

疾病名	分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00-C14	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	消化器の悪性新生物	C15-C26	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	皮膚の黒色腫	C43	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76-C80
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45-C49	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81-C96
	乳房の悪性新生物	C50	独立した原発性多部位の悪性新生物	C97
	女性生殖器の悪性新生物	C51-C58		

・上皮内がん（上皮内新生物）および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払いの対象とはなりません。

●がんの診断確定とは

病理組織学的所見（生検、剖検）により医師によってなされたものをいいます。病理組織学的所見が得られない場合には、その他の所見であっても医師によってなされたものであれば診断確定とみなします。

●責任開始日からその日を含めて90日以内のがん診断確定によるこの特約の無効

被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内に、所定の悪性新生物（がん）に初めて罹患したと医師により診断確定されたときは、この特約は責任開始日に遡り無効とし、この特約が付帯されていないご契約とします。その場合、当社は、この特約部分の保険料をご契約者に返還します。

4 適用される特約

※特約の内容の詳細については、「普通保険約款/特約条項」でご確認ください。

■ご契約時に自動的に付帯される特約

先進医療特約／通信販売に関する特約（保険契約申込書の郵送による申込の場合）／インターネット等による通信販売に関する特約（インターネットでご契約された場合）／クレジットカードによる保険料支払に関する特約（クレジットカード払いをご選択の場合）

■ご契約時に任意で選択いただける特約

がん保険料免除特約

5 保険料控除について

お申込みいただいた保険料は、生命保険料控除の対象となります。（平成21年4月1日現在）  
控除証明書につきましては、当社より毎年所定の時期にご契約者住所送付します。

【プライバシーポリシー】

当社はおお客様の信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」および関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（金融庁告示第67号）」ならびに外国損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守し、お客様の個人情報を適正に取り扱うとともに、正確性・機密性に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護のため、従業員の教育指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善に努めてまいります。

1 情報を収集・利用する目的

当社ではお客様とのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客様の情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

- ・保険契約の見積、引受、維持、管理
- ・保険金、給付金の支払
- ・関連会社、提携会社を含めた各種商品・サービスの案内、提供、管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、各種調査
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・その他保険事業に関連、付随する業務

## 2 収集する情報の種類

当社では、お客様の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの他、保険契約の引受、維持、管理、保険金の支払、各種サービスのご提供にあたり必要な情報を収集しています。

## 3 情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じたうえで、インターネット上でお客様が入力された情報、あるいは、お電話や書面などの通信手段によりお客様よりご提供された情報を収集し、記録・保存（音声を含む）しています。

その他、Cookieの使用により、お客様のコンピュータ利用環境や、当社ウェブサイトのご利用履歴を収集しています。

### 【Cookieについて】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のためにCookieを使用しています。Cookieとは、お客様が当社ウェブサイトへアクセスされた際に、お客様のコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいい、これにより当社では、お客様がどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客様を特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

### 【SSL対応について】

当社ウェブサイトではお客様の大切な個人情報を安全に送受信するために、128ビット版SSLを使用しております。詳しくはサイトポリシーの【SSL (Secure Sockets Layer)】をご参照ください。

## 4 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ・再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・当社関連会社との間で共同利用する場合（「7.当社関連会社間での共同利用」をご覧ください）
- ・損害保険会社間等で共同利用する場合（「8.情報交換制度」をご覧ください）

## 5 センシティブ情報のお取扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 6 情報の安全管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への漏洩、滅失または毀損が発生しないよう安全管理措置を講じ、万全を尽くしております。また、業務遂行上の必要性から外部業者に業務委託等を行う場合につきましても、委託先等に機密保持義務を課すなどその管理・監督に努めております。

## 7 当社関連会社間での共同利用

当社が収集したお客様に関する「2.収集する情報の種類」に掲げる情報は、当社の責任のもと当社関連会社（注）にて、商品・サービスの案内・提供および充実等のために共同利用させていただく場合があります。

（注）共同利用を行う「当社関連会社」とは、当社の親会社である保険持株会社およびその子会社をいいます。

## 8 情報交換制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては（社）日本損害保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。

- ・社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室 電話番号:03-3255-1467
- ・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口 電話番号:03-3233-4141（内線:614）

## 9 お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

当社ではお客様からの各種ご照会等につきましては、ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応します。

個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、下記「10.お問合せ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。原則として文書にて回答させていただきます。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料（委任状など）のご提出が必要となります。お客様からの開示等のご請求に関しまして、別途定める手数料をいただく場合があります。当社からの電子メールや郵便あるいは電話などによるサービス等のご案内、および当社関連会社間等でのお客様情報の共同利用について、お客様がご希望されない場合は、契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

## 10 お問合せ窓口

個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止等のご請求、その他のお問合せは、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

**お客様相談室** 〒108-8638 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル

**0120-449-669**（通話料無料）

受付時間：月～金 9:00～17:00

## 11 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

一般社団法人外国損害保険協会事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号虎ノ門鈴木ビル7F

電話番号: 03-5425-7854

受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00を除きます）なお、土日祝日は休みです。

ホームページアドレス: <http://www.fnlia.gr.jp/>